

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の五）</p> <p>第二章 一般廃棄物（第三条 第五条の十）</p> <p>第三章 産業廃棄物（第六条 第七条の六）</p> <p>第四章 廃棄物処理センター（第八条 第十三条）</p> <p>第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十三条の二）</p> <p>第六章 雑則（第十四条 第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（法第十四条第五項第二号ニ及びホの政令で定める使用人）</p> <p>第六条の十 法第十四条第五項第二号ニ及びホに規定する政令で定める使用人は、第四条の七に規定するものとする。</p> <p>（残余の額の分配）</p> <p>第十一条 法第十五条の十二第二項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場（当該一般廃棄物の最終処分場が同時に産業廃棄物の</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の五）</p> <p>第二章 一般廃棄物（第三条 第五条の十）</p> <p>第三章 産業廃棄物（第六条 第七条の六）</p> <p>第四章 廃棄物処理センター（第八条 第十三条）</p> <p>第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十三条の二）</p> <p>第六章 雑則（第十四条 第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（法第十四条第五項第二号ニ及びヘの政令で定める使用人）</p> <p>第六条の十 法第十四条第五項第二号ニ及びヘに規定する政令で定める使用人は、第四条の七に規定するものとする。</p> <p>（残余の額の分配）</p> <p>第十一条 法第十五条の十二第二項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場（当該一般廃棄物の最終処分場が同時に産業廃棄物の</p>

最終処分場である場合を含む。以下同じ。)に係る財産のうち埋立区域において造成された土地について一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者(当該産業廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者を含む。以下この項において「建設費用等負担者」という。)に対して残余の額を分配する場合には、建設費用等負担者のうち当該土地の所有者であつた者(同条第二項後段の規定により評価が行われる場合にあつては、当該土地の所有者。以下この項において「土地所有者等」という。)の建設費用等負担額(一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要する費用を負担すべき者が負担した額をいい、当該費用に關しその者に対し交付された補助金をもつて負担した額を含む。以下この項及び次項において同じ。)であつて一般廃棄物の最終処分場に係るもの及び建設費用等負担者のうち土地所有者等以外の者の建設費用等負担額であつて一般廃棄物の最終処分場に係るものに応じて当該残余の額を分配するものとする。この場合において、当該土地所有者等以外の者に対して分配しようとする額が、当該土地について竣功認可の告示があつた時の当該土地所有者等以外の者の建設費用等負担額に係る施設の時価相当額(当該土地所有者と当該土地所有者等以外の者が共同負担している施設にあつては、当該土地所有者等以外の者の負担割合を当該時価相当額に乗ずるものとする。以下これを「超過額」とする)を超えるときにおけるこれらの者に対する分配額は、当該土地所有者等以外の者に対しては当該時価相当額とし、土地所有者等に対しては当該残余の額から当該時価相当額を控除した額とする。

最終処分場である場合を含む。以下同じ。)に係る財産のうち埋立区域において造成された土地について一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者(当該産業廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者を含む。以下この項において「建設費用等負担者」という。)に対して残余の額を分配する場合には、建設費用等負担者のうち当該土地の所有者であつた者(同条第二項後段の規定により評価が行われる場合にあつては、当該土地の所有者。以下この項において「土地所有者等」という。)の建設費用等負担額(一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要する費用を負担すべき者が負担した額をいい、当該費用に關しその者に対し交付された補助金又はその者に対し交付すべき補助金が法第十五条の十一の規定によりセンターに交付された場合における当該補助金をもつて負担した額を含む。以下この項及び次項において同じ。)であつて一般廃棄物の最終処分場に係るもの及び建設費用等負担者のうち土地所有者等以外の者の建設費用等負担額であつて一般廃棄物の最終処分場に係るものに応じて当該残余の額を分配するものとする。この場合において、当該土地所有者等以外の者に対して分配しようとする額が、当該土地について竣功認可の告示があつた時の当該土地所有者等以外の者の建設費用等負担額に係る施設の時価相当額(当該土地所有者と当該土地所有者等以外の者が共同負担している施設にあつては、当該土地所有者等以外の者の負担割合を当該時価相当額に乗ずるものとする。以下これを「超過額」とする)を超えるときにおけるこれらの者に対する分配額は、当該土地所有者等以外の者に対しては当該時価相当額とし、土地所有者等に対しては当該残余の額から当該時価相当額を控除した額とする。

2 (略)

3 前二項の規定により残余の額の分配を受けた者は、その分配に係る一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用に関し補助金が交付されている場合には、当該補助金の額に達するまで、その分配を受けた額に、当該補助金の額その分配に係る一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用の額に対する割合を乗じて得た額を当該補助した者に分配するものとする。

(国庫補助)

第二十五条 法第二十二條の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理に要する費用の二分の一以内の額について行うものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

2 (略)

3 前二項の規定により残余の額の分配を受けた者は、その分配に係る一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用に関し補助金(その者に対し交付すべき補助金が法第十五條の十一の規定によりセンターに交付された場合における当該補助金を含む。以下この項において同じ。)が交付されている場合には、当該補助金の額に達するまで、その分配を受けた額に、当該補助金の額その分配に係る一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用の額に対する割合を乗じて得た額を当該補助した者に分配するものとする。

(国庫補助)

第二十五条 法第二十二條の規定による市町村に対する国の補助は、次の各号に掲げる額について行うものとする。

- 一 し尿処理施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の三分の一以内(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第四条第一項の離島振興計画(以下「離島振興計画」という。)に基づくものにあつては、二分の一以内)の額
- 二 ごみ処理施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の四分の一以内(離島振興計画に基づくものにあつては、三分の一以内)の額
- 三 災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理に要する費用の二分の一以内の額

(手数料)

第二十六条 法第二十四条の規定により納付しなければならない手数料の額は、三万八千円とする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務以外の事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

(事務の区分)

第二十八条 (略)

附則

(削る。)

(手数料)

第二十六条 法第二十四条の二の規定により納付しなければならない手数料の額は、三万八千円とする。

(事務の区分)

第二十七条 (略)

附則

(平成十二年度から平成十四年度までの国庫補助の特例)

第三条 平成十二年度から平成十四年度までの間における法第二十条の規定によるごみ処理施設の設置(離島振興計画に基づくものを除く。)(に要する費用に係る国の補助については、第二十一条の規定にかかわらず、同条二号に掲げる額に当該ごみ処理施設の設置に要する費用のうちダイオキシン類の発生を抑制するた

めの設備として環境省令で定めるものの設置に要する費用の十二分の一以内の額を加算した額について行うものとする。

(国の貸付金の償還期間等)

第三条 法附則第四条第三項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第四条第一項又は第二項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

3・4 (略)

5 法附則第四条第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(削る。)

(国の貸付金の償還期間等)

第四条 法附則第四条第四項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第四条第一項から第三項までの規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

3・4 (略)

5 法附則第四条第八項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

第五条 法附則第五条第二項において準用する法附則第四条第八項の政令で定める場合は、前条第四項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

第六条(第十二条) (略)

(削る。)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）（抄）（第二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政令で定める市の長による事務の処理） <u>第四条</u> 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）</u>が行うこととする。この場合においては、<u>法の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</u></p> <p>（法附則第三条の政令で定める事務） <u>第五条</u>（略）</p>	<p>（法附則第三条の政令で定める事務） <u>第四条</u>（略）</p>

改正案	現行
<p>1 附則 （略）</p> <p>2 法附則第三条第二項において準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律附則第四条第六項又は港湾法附則第二十四項の政令で定める場合は、それぞれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）附則第三条第四項又は港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）附則第五項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。</p>	<p>1 附則 （略）</p> <p>2 法附則第三条第二項において準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律附則第四条第七項又は港湾法附則第二十四項の政令で定める場合は、それぞれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）附則第四条第四項又は港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）附則第五項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。</p>

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律附則第十二条の政令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（削る。）</p>	<p>地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律附則第十二条の政令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）<u>第八条第一項及び第四項から第六項まで、第八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第八条の五第四項、第九条、第九条の二第一項、第九条の二の二第一項及び第二項、第九条の三第一項、第三項、第四項及び第七項から第十項まで、第九条の五第一項及び第二項、第九条の六、第九条の七第二項、第十二条第七項から第九項まで、第十二条の二第八項から第十項まで、第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四条の二、第十四条の三、第十四条の三の二、第十四条の四第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四条の五、第十四条の六、第十五条第一項及び第四項から第六項まで、第十五条の二第一項から第三項まで及び第五項、第十五条の二の三、第十五条の二の四、第十五条の二の五、第十五条の二の六、第十五条の三、第十五条の四、第十八条第一項、第十九条第一項、第十九</u></p>

条の三、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の八第一項から第四項まで、第十九条の九、第十九条の十第一項及び第三項、第二十条（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項の規定による立入検査に係るものを除く。）、第二十一条の二並びに第二十三条の三から第二十三条の五までに規定する事務